

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 福島厚生年金 事案 404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に平成9年4月1日から勤務し、10年3月31日に退職したが、社会保険庁の記録は同年3月が厚生年金保険の未加入期間となっている。翌月から次の会社に勤務することが決まっていたので、A社の事業主に、同日付けの辞表を提出し、同日までは健康保険証を使いたい旨を伝えたと記憶しているので、同年3月が厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は、平成9年4月1日から10年3月31日となっていることから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成10年分の給与所得の源泉徴収票によれば、i) 中途就・退職の記入欄には「平成10年3月31日」の日付の記載があること、ii) 社会保険料の控除金額は、社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額により計算した厚生年金保険料の10年1月から同年3月までの3か月分とほぼ一致することから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成10年2月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

また、当該事業所に対し、文書で照会したところ、「当社が保管する『健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書』によれば、当社の手続きミスにより、資格喪失年月日を誤って平成 10 年 3 月 31 日と記載したことによって生じたもの。」と述べていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から同年6月までの期間及び36年9月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から同年6月まで  
② 昭和36年9月から39年3月まで

私は、国民年金と厚生年金保険の違いもあまりよく分からずにおり、税や国民年金保険料の納付などは当時勤務していた事業所の事業主に任せていた。そのため、加入手続や保険料納付についての記憶は無いが、保険料が未納であるという社会保険事務所の回答には納得できない。

昭和36年3月ごろに、「今度、年金が始まるので会社で手続をしておくから。」と聞いた記憶がある。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年9月に払い出されたことが確認できる上、A町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録には、申立期間①及び②の期間を含む昭和36年度から38年度までの納付記録欄に時効消滅の記載があることから、当該期間について申立人は時効により国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立期間①及び②の期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人自身は行っておらず、当該期間に勤務していた事業所の事業主に任せていたとしているが、事業主は「本事業所において、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったかどうか、給与から国民年金保険料を控除し同保険料を納付したかどうかは不明である。」と回答しており、加入手続及び納付状況については確認できない。

さらに、社会保険事務所のオンライン記録においても、申立期間のうち一

部の期間について申立人が厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、申立人が主張するように事業主により国民年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

加えて、申立期間②のうち昭和 37 年 1 月から 38 年 11 月までの期間について、申立人は B 商店（厚生年金保険の非適用事業所）に勤務していたとしているが、同事業所の所在は不明で、申立人の国民年金保険料の納付などについて詳細を確認できない上、申立人自身も、当該期間及び同事業所を辞めた後の同保険料の納付についての記憶が不明確である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 25 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 36 年に A 地区へ行き、B 商店に住み込んで 6 か月間働いてきたのに、同事業所における厚生年金保険の加入期間が 2 か月しかないというのは考えられない。

申立期間については、給料明細書等はないが、給料から厚生年金保険料を引かれていたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が昭和 36 年 7 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 25 日に資格を喪失していること、申立期間において申立人の氏名が見当たらないこと、健康保険証の整理番号に欠番が無いことが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立事業所に勤務していた同僚 4 人に文書照会したところ、3 人から回答があり、3 人全員が申立人についての記憶はないと回答している上、事業主も、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明としており、申立人が申立事業所に勤務していた時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 4 月 26 日から 26 年 7 月まで  
② 昭和 26 年 7 月から 29 年 8 月まで

申立期間①については、昭和 23 年 8 月に A 社に入社し、B 工事、C 工事及び D 工事等の仕事をした。厚生年金保険の加入記録は、23 年 8 月 1 日から 24 年 4 月 26 日となっているが、26 年 7 月まで A 社で働いた。

申立期間②については、友人の誘いで昭和 26 年 7 月に A 社を退職して E 社に入社し、29 年 8 月まで F 工事、G 県において H 工事等の仕事をした。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の供述から判断して、申立人が A 社に勤務していたことは推認される。しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 23 年 8 月 1 日、喪失日は 24 年 4 月 26 日となっており、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立書に記載のあった 2 人の同僚のうち、1 人は既に死亡しており、別の同僚は「申立人を知っているが、申立人がいつまで働いていたかはわからない。」と述べている。

さらに、被保険者名簿において確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が当該事業所に勤務していたことについては供述するものの、申立人の勤務期間及び申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、当該事業所は昭和 32 年 10 月 28 日に適用事業所でなくなっており、申立内容を確認できる関連資料は得られなかった。

申立期間②については、社会保険事務所が保管する E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人を知っている者はいない上、当該事業所は平成 7 年 8 月 31 日に適用事業所でなくなっており、申立内容を確認できる関連資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 福島厚生年金 事案 407

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月20日から40年8月1日まで

私は、A社に昭和28年4月1日に入社し、57年4月30日まで継続して勤務したはずだが、私の厚生年金保険の加入状況を確認すると、申立期間が未加入となっていた。

入社当時は、厚生年金保険に加入させてもらえず、昭和30年9月1日に加入し、途中で退職した記憶はない。

厚生年金保険に加入していた事実を証明できる書類等はないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所において申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によれば、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格は、昭和30年9月1日に取得し、32年2月20日に喪失した後、40年8月1日に再度取得し、57年5月1日に喪失していることが確認できる上、申立事業所は、申立人が再度被保険者資格を取得した際に社会保険事務所に提出したものと考えられる「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」を保管しており、その資格取得届によれば、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、社会保険庁の記録と同じく40年8月1日と記載されている。

また、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者期間は、昭和40年8月1日から57年4月30日までの期間となっており、申立期間についての雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立事業所に対して、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及

び申立人の勤務実態について問い合わせたところ、「申立人は当社の社員だったが、申立期間当時を知る者もおらず、関係資料等は廃棄しており、確認できない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

加えて、申立人と同様に現場専任監督者であった同僚は、「昭和 30 年ごろに行政指導があり、工事現場で仕事をしていた者は、一斉に厚生年金保険に加入した。その後、会社の経営状態が悪くなったと記憶している。32 年ごろに厚生年金保険を喪失している者の多くは、現場で働く者であったと思う。」と供述しており、事実、申立人と同様に現場監督者であった同僚 2 人（前述の同僚を含む。）は、申立人と同時期に被保険者資格を喪失し、時期は異なるものの、再び申立事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。